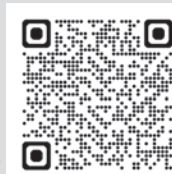


くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO. 150 3月号

北海道立
消費生活センター



道立消費生活
センターHP
二次元コード



かしこしか



ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



モクレンのつぼみ—春の訪れ（昨年4月）

主な内容

18歳は大人！新生活の注意点……………2	十組十色？親子で着色料実験……………4
脱毛クリニック相談増加……………3	〈相談事例〉
消費生活製品安全法など改正……………3	購入した原野が売却できる？……………5
未来を変えるエシカル消費	〈商品テスト〉くらしの疑問……………6、7
食品ロス削減、家庭から……………3	3月8日（土）に特別相談……………8
消費者教育の実践学ぶ……………4	啓発パネル貸し出しています……………8

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouthi-c.jp/>

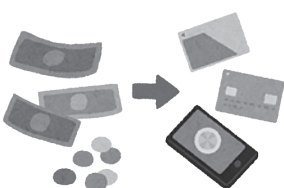
18歳は大人！ 新生活の注意点

2022年4月から「18歳は大人」になりました。未成年者は原則として、契約をするにあたって親権者等の同意を得なければなりませんが、大人になると一人で契約できる半面、原則として自分の都合で一方的に契約を取り消すことはできません。新生活を迎える若者に向けて気をつける点をまとめました。

■キャッシュレス決済「見える化」を

公共料金や税金の支払いもキャッシュレス決済ができるようになり、利用する機会が増えていきます。決済にはさまざまな方法がありますが、増やしすぎると管理が甘くなりがちです。自分の生活スタイルにあったものを2、3種類程度に絞って利用することが望ましいでしょう。

オンラインゲームやSNS（交流サイト）のサービスはスマホを操作するだけで決済できてしまうため、金銭の動きがわかりにくく、お金を使っていることが実感しにくいです。



インターネット上でどのくらいお金を使い、どのくらい残高があるのか、お金を「見える化」し管理することが重要です。

■トラブルなく引っ越しを

3、4月は引っ越しが増える季節。トラック運転手の働き方改革による枠不足、輸送価格の値上がりが見込まれます。国土交通省等では消費者へ分散引っ越しを呼びかけています＝ポスター＝。



引っ越しのトラブルも増加傾向にあり、インターネットのみで引っ越し金額の見積もりを取ったが、引っ越し当日に荷物の大きさにより配送を断られた、追加金額を請求された一などの相談事例もあります。

引っ越し直後は、訪問販売のトラブルにも注意が必要です。住居の管理会社と関連があるかのような勧誘を受けた場合は、契約する前に管理会社に確認しましょう。北海道立消費生活センター



では、「訪問販売お断りチラシ」＝写真⑤＝や、玄関などに貼ることができる「訪問販売お断りステッカー」

＝写真⑥＝を作成しています。

■「簡単に稼げる」信じないで

10～20歳代の若者から全国の消費生活センターには、怪しい副業やアルバイトに関するトラブルの相談が寄せられています。「チャットで相談にのるだけのアルバイトと言われ次々と手数料を支払わされた」「“レンタル彼氏”に登録したが収入は得られず、月額サイト利用料だけを支払わされている」などの相談事例があります。



副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意です。「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。

最近では、犯罪行為を行わせるいわゆる「闇バイト」の募集も行われており、社会問題になっています。友人や知人から誘われても、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。インターネット上にはさまざまな副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、始める前に、家族など周りの人に相談するようにしましょう。不安に思った時、トラブルにあった時は消費者ホットライン「188」に相談を。

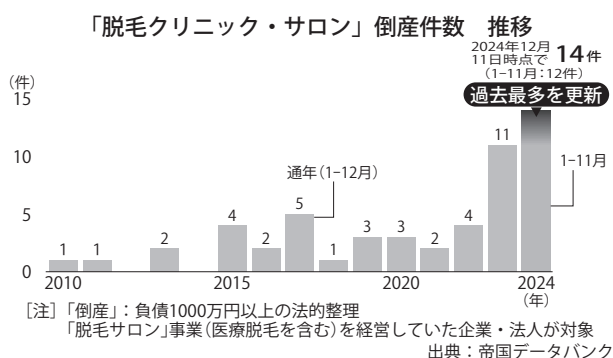
脱毛クリニック相談増加

帝国データバンクによると脱毛クリニック・サロンの倒産が増加＝**グラフ**＝しています。道立消費生活センターに寄せられる医療脱毛に関する相談は2020年度以降年間5～7件でしたが、24年度は12月末までで29件となっています。

近年、医療機器の進化に伴い、施術時間の短縮や料金の低価格化が進み競争が激化。経営難の脱毛クリニックが増え、無理な施術や倒産が増えています。

契約中に倒産した場合、未施術分の代金については、クレジット支払いを利用した場合、信販会社に対し、支払い停止を主張できる可能性があります。施術状況等により支払い停止が主張できない場合もあることに留意しましょう。

低料金をうたい文句に前払いチケットの大幅値引きを行うクリニックは、資金難などの可能性もあるとされており、クリニックを選ぶときは注意が必要です。



消費生活製品安全法など改正

消費生活製品安全法（消安法）は、製品の安全性を確保するための規制を定めた法律で、製造や販売において安全性を示すPSマークの表示を義務付けています。インターネット取引拡大に伴い、オンラインモールで消費者が海外製品を直接買う機会が増えたため、海外事業者がPSマーク対象製品を国内消費者に販売する際は届出するよう同法が改正され、年内に施行されます。

PSマークは円形と菱形があり、後者は国

が登録した検査機関が認証し、より安全性が高い物に表示されます。



消安法を含む製品4法も改正があります。家庭での炙り料理などで人気が高まったガストーチの粗悪品が出回り火災事故が多く発生しているため、2026年2月6日以降は「◇PSLPGマーク」＝**図**＝が表示されていない製品の販売が禁止されます。

未来を変えるエシカル消費

食品ロス削減、家庭から

食品ロスは、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。日本における食品ロスは2022年度推計で年間472万トン発生しています。

食品ロスは事業者が排出する「事業系」と家庭から出る「家庭系」に分けられます。2030年度までに2000年度比で食品ロスを半減させるとする政府の目標値は事業系では達成されましたが、廃棄量は依然として多く、事業系は60%減を新たな目標とする法案も検討されています。

2024年のSDGs目標達成ランキングで日本は18位でした。2030年の達成に向けて重要な課題、または深刻な課題があるとされた項目には、「飢餓をゼロに（目標2）」や、「つくる責任、つかう責任（目標12）」が含まれます。私たち消費者は、定期的に冷蔵庫の在庫管理を行い、買い物時には買い過ぎに注意し手前取りを意識する、食卓に出す料理は食べきれない量にするなど小さなことから取り組むことと急務です。

今年4月開幕の大阪・関西万博でも消費者へのメッセージ＝**ポスター**＝を会場に掲載し、食品ロス削減を呼びかけます。



消費者教育の実践学ぶ

道立消費生活センターと北海道消費者協会主催、北海道金融広報委員会、北海道教育委員会、金融経済教育推進機構（J-FLEC）共催で1月7日、2024年度消費者教育支援セミナーを開催しました。

今年はオンライン開催となり、全道各地の消費者教育に携わる教員や消費生活相談員など37人が参加しました。

午前の講座では、ファイナンシャルプランナー（AFP）、J-FLEC 認定講師の二宮清子氏が、小中高等学校、大学での消費者教育の実践例を金融教育の視点から解説しました。必要ときに必要なお金を使える重要性や、先取り貯蓄を行い生活の安定を目指す大切さなどを説明。家計の中で稼ぐ、減らす（節約）、貯める（貯蓄）、増やす（資産運用）ことを若者に伝える必要性を話しました。

鳴門教育大学大学院教授の坂本有芳氏が午後の講座を行い、デジタル化する消費者被害の実例から、インターネット上の多数の意見を参考にした買い物や契約がトラブルに発展することを指摘。消費者教育では主体的な考え方を育み、冷静な判断ができる力を養うことを目的とした指導方法が重要と話しました。また、旭川市立中央中学校の鎌田志保理教諭による実践的な授業案の報告があり、授業方法のモデルを学びました。

十組十色？親子で着色料実験

道立消費生活センターでは、親子体験講座を年2回開催しています。昨年12月27日に当センターくらしの教室で、「冬休み親子教室～着色料を調べてみよう！～」をテーマに、食品から着色料を抽出し、毛糸を染める実験を用いた講座を開催しました＝写真＝。



小学1～6年生12人と保護者10人を含めた計10組22人が参加。商品テストグループの小

林周平技師を講師に、天然着色料と合成着色料の染め具合を比較しながら、普段食べている食品に使用されている着色料の役割や食品に含まれる添加物が人体のアレルギー反応に関連があることについて知識を深めました。

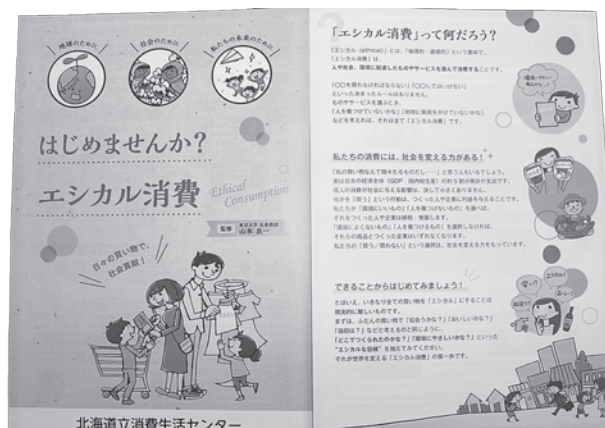
参加者は、自分で選んだ好きな色のチョコレートから抽出された着色料で毛糸を染める作業を楽しみながら行いました。普段は一般公開していない商品テスト室も見学し、コチニール色素に使用されているエンジムシを顕微鏡で観察するなど、子どもも大人も学べる講座となりました。

明日の地球を救うため、消費者にできること…

消費者月間テーマ

1968年5月30日に、消費者利益の擁護、国民の生活の安定と向上を目的に消費者保護基本法が制定されました。これにちなみ5月30日は「消費者の日」となり、同法施行20周年の1988年から毎年5月は「消費者月間」とされました。

今年の消費者月間全国統一テーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」。消費行動は地球環境の持続可能性に影響することを自覚し、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。



はじめてませんか？エシカル消費

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

TEL 050-7505-0999消費者ホットラインTEL **188**（^{いやや}「嫌や」^{いや}泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

原野商法の二次被害に注意！

購入した原野が売却できる？

Q 不動産会社から80代の母に電話があり、所有する原野を売却できると言われた。母は、30年前に原野を購入して以来処分したいと思っていたため、自宅に来てもらうことにした。4日前、担当者が家に来たので母と一緒に話を聞き、原

野を売却するためには業務委託費用が必要と説明されて契約書を交わし、約40万円を支払った。しかし、インターネットで不動産会社の情報を見て不安になった。返金してほしい。

（60代 男性）

A 原野商法とは、値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野について、将来高値で売れるなどと勧誘して不当に買わせる販売手口です。

過去に原野商法で土地を購入して処分に困っている消費者に、売却するためと言って測量費用や広告費用などのさまざまな名目で金銭を支払わせる二次被害の相談が消費生活センターに寄せられています。

この事例では、事業者が自宅に来て契約をしているので、訪問販売と考えられます。



訪問販売による契約は特定商取引法で規制されており、事業者は勧誘に先立ち事業者名や販売目的を告げなければならない、同法で定められた内容を記した契約書面を交付する義務もあります。消費者は契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることができます。

契約書面を確認したところ、土地の現況確認、看板の設置、管理など複数の業務を委託する内容でした。また、この契約が特定商取引法に該当するとして、クーリング・オフが

できる旨も記載されていました。

当センターから相談者に対して、クーリング・オフができることを説明し、相談者が通知書に返金先の口座を記載して発信しました。その後、契約金額全額が返金されたことを確認し、相談を終了しました。

相続登記の義務化に 便乗した勧誘にも注意！

相続後も登記変更されずに所有者不明となった不動産が増加し社会問題となったため、2024年4月1日から、相続登記が義務化されました。相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に、正当な理由なく相続登記をしない場合は、過料（違反者に金銭負担を課すこと）の対象となります。今後は、このような相続登記の義務化に乗じた勧誘も考えられます。

このほか、原野でも太陽光発電用地などとして売れるといった勧誘もあり、家族に負担をかけないためにも売却したいとの高齢者の気持ちにつけこんでいるケースもあります。

原野を含む不動産の処分や相続等については、さまざまな情報を集めてよく検討しましょう。

困ったことがあれば、最寄りの消費生活相談窓口にすぐに相談しましょう。

くらしの疑問??

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんから衣食住に関するさまざまな問い合わせや苦情が、年間約300件寄せられます。その中からくらしに役立つ話題を紹介します。



納豆に白いかび？

Q. 納豆の表面に白い小さなものがたくさん付着していて、かびのように見えますが食べても大丈夫でしょうか。

アミノ酸の結晶

A. この白い物質は納豆に含まれるチロシン（たんぱく質中のアミノ酸）の結晶です。納豆は発酵が進んでくると、このように表面に白いつぶつぶが出てきます。納豆菌の作用で大豆が分解されてできたアミノ酸の結晶なので食べても問題ありません。



ノロウイルスに注意

Q. ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎が冬に流行すると聞いています。予防のポイントは？

「加熱」「手洗い」「消毒」

A. 予防のポイントの1つ目は、加熱が必要な食品は中心部までしっかりと加熱しましょう。中心温度85～90℃で90秒間以上の加熱が目安です。2つ目は、手洗いをしっかりとしましょう。特に食事前、トイレの後、調理前後は必ずよく手を洗いましょう。石けんでよく洗浄し、すすぎは流水で十分に。2回繰り返すとより効果的。3つ目は、調理器具や調理台は消毒していつも清潔にしましょう。まな板、包丁、食器、ふきんなどは使用後すぐに洗うとともに、十分な煮沸消毒が効果的です。また、濃度200ppmの次亜塩素酸ナトリウム（例：家庭用塩素系漂白剤（濃度6%）10mlを



水3Lで希釈）で浸すように拭いて消毒しましょう。ノロウイルスに消毒用エタノールはあまり効果がありません。

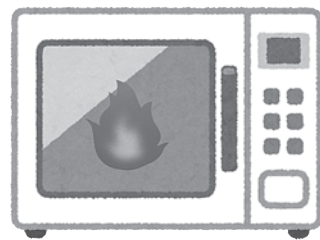
流行のピークが過ぎても注意が必要です。

電子レンジで発火！

Q. カップ麺を食べる際にお湯を沸かす手間を省くことができるという SNS 情報を見て、カップ麺を容器ごと電子レンジにかけたところ発火しました。何が問題だったのでしょうか。

アルミが原因

A. カップ麺の蓋にはアルミが使用されていることが多く、電子レンジを使用すると破裂や発火、破損のおそれがあります。パッケージを確認し「電子レンジ不可」とあるものは電子レンジを使用しないようにしましょう。ほかにも卵を電子レンジにかけて爆発した、長時間加熱により食材が発火した—など電子レンジでの事故が報告されています。使用方法を確認して安全に使用しましょう。



ヘルメットの購入基準は？

Q. 自転車に乗る際にヘルメット装着が努力義務になったことからヘルメットを購入しようと思ったのですが、何を目安にして購入してよいのかわかりません。基準はあるのでしょうか。

安全マークなどを参考に

A. 法的には自転車用ヘルメットに安全性能等に関する規格基準がなく、安全性に問題があるものだとしても自転車用ヘルメットとし

て販売されている可能性があります。安全性に留意したい場合は、SG マーク（一般財団法人製品安全協会）、JCF 公認マーク・JCF 推奨マーク（日本自転車競技連盟）、JIS マーク、CE マーク（EN1078）（欧州標準化委員会）、CPSC マーク（1203）（アメリカ合衆国消費者製品安全委員会）、GS マーク（ドイツ）などの安全マークがついているものを選ぶと良いでしょう。ただしCE マークはさまざまな規格があるため、自転車用の「EN1078」であることを確認してください。



SGマーク



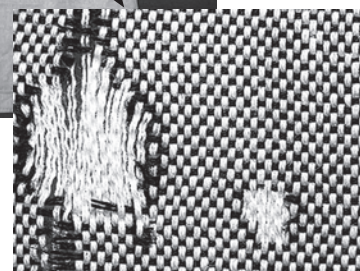
JCF公認マーク



JCF推奨マーク

CEマーク
(EN1078)CPSCマーク
(CPSC1203)

GSマーク

写真右：黒糸のみ
消失した部分

ます。苦情品の場合、黒糸の染料に金属が使われていたため、黒糸のみが消失したと思われます。一般に、酸素系漂白剤は色もの、柄ものに使用できますが、このような含金属染料で染めた衣料や、ボタンなど金属をあしらった衣料には使用できません。洗濯等取扱表示＝表＝で漂白剤の可否をよく確認しましょう。

酸素系漂白剤で脱色

Q. 色柄ものに使える酸素系漂白剤で綿100%のシャツを漂白したところ、一部が脱色してきました。何が原因でしょうか。

金属に注意

A. 苦情部分を観察したところ脱色ではなく黒糸のみが消失していました。衣類に使用されている染料に金属が入っていると酸素系漂白剤と化学反応が起きて繊維が弱くなり、生地が破けたり糸が消失したりすることがあり

表：漂白剤の記号

JIS L 0001の漂白剤に関する記号	
	塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
	酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
	塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

調べてほしいことはありませんか？

今回掲載した事例以外にも食品の塩分量や成分検査、繊維の色落ちのテスト、金属類の材質検査なども可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください(相談専用電話050-7505-0999)。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。



員による消費者被害未然防止を目的としたセミナーなど。教育啓発グループによる矯正施設でのお金の使い方講座などもあります。25年度の講師派遣依頼については教育啓発グループ、Tel011-221-0110へ。